



おくやみハンドブック
— 遺族の方へ —

羽生市

ご遺族の方へ

ご親族のご逝去に心からお悔やみ申し上げます。

羽生市では、ご家族の方が届出等をしなければならない市役所での手続きと、市役所以外の主な手続きをまとめた「おくやみハンドブック」を作成しました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

羽生市役所

〒348-8601

埼玉県羽生市東6丁目15番地

048-561-1121（代表）

もくじ

身近な人が亡くなった後の手続き等の一般的な流れ（目安）	P.2
市役所での手続きチェックリスト	P.3
市役所での手続き	
1. 住民登録に関する手続き	P.5
2. 保険に関する手続き	P.8
3. 年金に関する手続き	P.11
4. 税金に関する手続き	P.13
5. 介護保険に関する手続き	P.17
6. 高齢福祉に関する手続き	P.18
7. 福祉（障がい）に関する手続き	P.21
8. 子どもに関する手続き	P.26
9. その他の手続き	P.34
市役所以外での手続き	P.37
相続に関する手続きチェックリスト	P.39
家系図	P.41
故人の財産について	P.42
不動産の相続登記について	P.43
法定相続情報証明制度について	P.44
委任状	P.45

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (39 ページ参照)
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (40 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (39 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (40 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

羽生市で必要な手続きについては 5 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当者	担当窓口	詳細ページ
住民登録等	<input type="checkbox"/>	3人以上世帯の世帯主だった方	市民生活課	P.5
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をされていた方		
	<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カードをお持ちだった方		
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード、マイナンバー通知カードをお持ちだった方		
	<input type="checkbox"/>	外国籍の方	東京出入国在留管理局 さいたま出張所	P.7
健康保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた方	国保年金課	P.8
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた方		P.9
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた方		熊谷年金事務所
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給していた方		
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入または受給していた方	各共済組合	P.12
税金	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない方	収納課・税務課・ 国保年金課	P.13
	<input type="checkbox"/>	市民税・県民税・森林環境税が課税されていた方	税務課	P.14
	<input type="checkbox"/>	固定資産をもっていた(所有権移転登記が済んでいない)方		P.15
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を 所有していた方		P.16
	<input type="checkbox"/>	その他車両を所有していた方		
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または要介護認定を受けていた方		P.17
高齢福祉	<input type="checkbox"/>	家族介護慰労金の支給を受けている方	高齢介護課	P.18
	<input type="checkbox"/>	家族介護用品の支給を受けている方		P.19
	<input type="checkbox"/>	緊急通報システムを利用されている方		
	<input type="checkbox"/>	配食サービスを利用されている方		
	<input type="checkbox"/>	羽生市徘徊高齢者等位置探索サービス事業をご利用されている方		P.20
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳 をお持ちだった方	社会福祉課	P.21
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証(精神通院・更生医療・育成医療) をお持ちだった方		

区分	☑	該当者	担当窓口	詳細ページ
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	在宅重度心身障がい者手当及び福祉手当(特別障害者手当・障害児福祉手当)を受給していた方	社会福祉課	P.22
	<input type="checkbox"/>	障がい福祉サービスを利用していた方		P.23
	<input type="checkbox"/>	重度心身障がい者医療費の助成を受けていた方		P.24
	<input type="checkbox"/>	福祉タクシー利用券の交付を受けていた方		P.25
	<input type="checkbox"/>	ガソリン費助成を受けていた方		
	<input type="checkbox"/>	埼玉県心身障害者扶養共済制度(扶養年金)に加入されていた方		
子育て	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた方	こども家庭課	P.26
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた方		P.27
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた方		P.28
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費受給者証をお持ちだった方		P.29
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちだった方		P.30
	<input type="checkbox"/>	養育医療券をお持ちだった方		P.31
	<input type="checkbox"/>	保育所等を利用していた方	児童保育課	P.32
	<input type="checkbox"/>	学童保育室(クラブ)を利用していた方		
	<input type="checkbox"/>	就学援助費を受給していた方	教育総務課	P.33
その他	<input type="checkbox"/>	住宅を所有していた方(空き家となる場合)	環境課	P.34
	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた方	水道課	
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を分割で納付していた方	下水道課	P.35
	<input type="checkbox"/>	図書館を利用されていた方	図書館	
	<input type="checkbox"/>	郷土資料館に資料を寄託されていた方	郷土資料館	P.36
	<input type="checkbox"/>	指定文化財を所有していた方		
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた方	健康づくり推進課	
<input type="checkbox"/>	農地を所有されていた方	農業委員会		

1. 住民登録等に関する手続き

3人以上世帯の世帯主だった方

手続き 世帯主変更届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主だった場合、世帯主が変更となります。 当課では、死亡届が提出された時点で、次のように世帯主の登録をしています。 ①死亡届の届出人が同じ世帯の方の場合、届出人を世帯主に登録 ②死亡届の届出人が同一世帯の方でない場合、世帯の中で年長者を世帯主に登録 別の方を世帯主にされる場合は、市民生活課窓口まで世帯主変更の届出をお願いいたします。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 世帯主変更手続きに来られた方の本人確認書類	市民生活課 市民係 内線：134～137

印鑑登録をされていた方

手続き 印鑑登録証または市民カードについて

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効し、印鑑登録証または市民カードは無効となります。 印鑑登録証または市民カードの返却の必要はありません。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証または市民カード	市民生活課 市民係 内線：134～137

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

住民基本台帳カードをお持ちだった方

手続き 住民基本台帳カードについて

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 住民基本台帳カードの返却の必要はありません。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民生活課 市民係 内線：134～137

マイナンバーカード、マイナンバー通知カードをお持ちだった方

手続き マイナンバーカード、マイナンバー通知カードについて

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、マイナンバー通知カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 マイナンバーカード・マイナンバー通知カードの返却の必要はありません。 ※今後の各種手続きにおいてマイナンバーが必要となる場合がありますので手続き終了後にカードを破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード、マイナンバー通知カード	市民生活課 市民係 内線：134～137

MEMO

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた方

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために被保険証を回収しています。 ※市役所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証	問い合わせ先 国保年金課 国保係 内線：181～184・188

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
必要なもの	手続き可能な人 葬祭執行者
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状または葬祭領収書) <input type="checkbox"/> 死亡診断書のコピー <input type="checkbox"/> 本人確認書類	問い合わせ先 国保年金課 国保係 内線：181～184・188

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に申立て申請ができます。	2年間以内
必要なもの	手続き可能な人 相続人
<input type="checkbox"/> 印鑑(相続人のもの) <input type="checkbox"/> 預金通帳等(相続人のもの) <input type="checkbox"/> 本人確認等書類(相続人のもの)	問い合わせ先 国保年金課 国保係 内線：181～184・188

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた方

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために被保険証を回収しています。 ※市役所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療保険者証	国保年金課 後期高齢年金係 内線：128・185

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状または葬祭領収書)	国保年金課 後期高齢年金係 内線：128・185

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

手続き③ 高額療養費等の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合や、保険料に関することの申立て申請ができます。	2年間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑（相続人のもの） <input type="checkbox"/> 預金通帳等（相続人のもの）	国保年金課 後期高齢年金係 内線：128・185

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた方

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。</p> <p>※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。</p>	<p>亡くなられた方の加入・受給状況によって異なります。詳しくはお問い合わせください。</p> <p>手続き可能な人</p> <p>優先順位（高い順に） ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他三親等内の親族</p> <p>※亡くなられた方と生計同一だった方に限ります。</p>
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの	国保年金課 後期高齢年金係 内線：186・187

厚生年金に加入または受給していた方

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。</p> <p>※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、年金事務所へお問い合わせください。</p> <p>お近くの年金事務所、または市役所でお手続きできる場合もございます。</p>	<p>亡くなられた方の加入・受給状況によって異なります。詳しくはお問い合わせください。</p> <p>手続き可能な人</p> <p>亡くなられた方の加入・受給状況によって異なります。詳しくはお問い合わせください。</p>
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの	国保年金課 後期高齢年金係 内線：186・187 熊谷年金事務所 ☎ 048-522-5012

共済年金に加入または受給していた方

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	亡くなられた方の加入・受給状況によって異なります。詳しくはお問い合わせください。
	手続き可能な人 亡くなられた方の加入・受給状況によって異なります。詳しくはお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの	各共済組合

MEMO

4. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない方

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書に同封されている納付書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納付 期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書	収納課 内線：141～147 税務課 内線：112～122 国保年金課 内線：128～185

手続き② 口座振替の依頼・変更・解約の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、職権により取消を行います。引続き口座振替を希望される場合は、新たに口座振替依頼書の提出が必要となります。翌年度以降、納税義務者が変更になる場合は、別途依頼書の提出が必要となります。口座振替取扱金融機関または市役所窓口にご提出ください。	口座振替申込期限 (納期限の概ね 45 日前)
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 口座届出印	収納課 内線：141～147

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

市民税・県民税・森林環境税が課税されていた方

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に市民税・県民税・森林環境税が課税されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理証明書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p>	<p>相当な期間（概ね 3 か月）</p>
	<p>手続き可能な人</p>
	<p>相続人代表者となる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類</p>	<p>税務課 市民税係 内線：112～117</p>

MEMO

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた方

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続しない場合、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類	①相続人の方 ②相続人と同居のご家族の方
	問い合わせ先
	税務課 市民税係 内線：112～117

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類	相続人または 相続人の同居者
	問い合わせ先
	税務課 市民税係 内線：112～117

MEMO

4. 税金に関する手続き

その他車両を所有していた方

手続き 廃車・名義変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は名義変更、 相続しない場合は廃車の手続きをしてください。	速やかに
	手続き可能な人 ①相続人の方 ②相続人と同居のご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
詳しくはお問い合わせください。	【軽自動車】 軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所 ☎ 050-3816-3112 【軽二輪・小型二輪・普通自動車】 関東運輸局埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2027

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または要介護認定を受けていた方

手続き 被保険者証等の返還

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証（及び交付を受けている場合は介護保険負担割合証、 介護保険負担限度額認定証）を返還してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証（持っている場合） <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証（持っている場合）	高齢介護課 介護保険係 内線：164～167

6. 高齢福祉に関する手続き

家族介護慰労金の支給を受けている方

【被介護者が亡くなられた場合】

手続き 受給者による異動届の提出

手続き詳細	期 限
家族介護慰労金異動届の手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人 受給者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類	高齢介護課 高齢福祉係 内線：161～163

【受給者が亡くなられた場合】

手続き 相続人代表者による異動届の提出

手続き詳細	期 限
受取人の変更が必要となります。また、新たに受給者を変更する場合は家族介護慰労金異動届の手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人 相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の本人確認書類、相続人代表者選任届、相続人代表者の印鑑、金融機関の通帳の写し	高齢介護課 高齢福祉係 内線：161～163
<input type="checkbox"/> 新たに受給者を変更する場合は、受給者の本人確認書類、金融機関の通帳の写し	

MEMO

6. 高齢福祉に関する手続き

家族介護用品の支給を受けている方

手続き 親族による異動届の提出

手続き詳細	期 限
支給対象者が亡くなられた場合、次回以降の配達を休止します。万が一配達があった場合は、受け取らないでください。また、家族介護用品支給異動届の手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う親族の方の本人確認書類	高齢介護課 高齢福祉係 内線：161～163

緊急通報システムを利用されている方

手続き 親族による資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
利用対象者が亡くなられた場合、資格喪失届の手続きが必要となります。緊急通報システムの取り外しについて、ご案内します。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う親族の方の本人確認書類	高齢介護課 高齢福祉係 内線：161～163

配食サービスを利用されている方

手続き 親族による異動届の提出

手続き詳細	期 限
利用対象者が亡くなられた場合、異動届の手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う親族の方の本人確認書類	高齢介護課 高齢福祉係 内線：161～163

羽生市徘徊高齢者等位置探索サービス事業をご利用されている方

手続き 親族による異動届の提出

手続き詳細	期 限
利用対象者が亡くなられた場合、廃止届の手続きが必要となります。 機器の返却について、ご案内します。	速やかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う親族の方の本人確認書類	高齢介護課 高齢福祉係 内線：161～163

MEMO

在宅重度心身障がい者手当及び、福祉手当（特別障害者手当・障害児福祉手当）を受給していた方

手続き 各種資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が在宅重度心身障がい者手当及び、福祉手当（特別障害者手当・障害児福祉手当）を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。</u>	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人の印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの（預金通帳等）	社会福祉課 障がい福祉係 内線：152・153・158・159

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続き

障がい福祉サービスを利用していた方

手続き 障がい福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障がい福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって利用不可となります。 障がい福祉サービス受給者証を返却または破棄してしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障がい福祉サービス受給者証	社会福祉課 障がい福祉係 内線：152・153・158・159

重度心身障がい者医療費の助成を受けていた方

手続き 重度心身障がい者医療費受給者証の返却及び資格内容等変更届、代表者選任届の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障がい者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度心身障がい者医療受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 相続人の振込口座のわかるもの（預金通帳等） <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑	社会福祉課 障がい福祉係 内線：152・153・158・159

MEMO

福祉タクシー利用券の交付を受けていた方

手続き

重度心身障がい者福祉タクシー利用登録変更（喪失）届の提出と未使用分の福祉タクシー利用券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー利用券の交付を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 未使用分の福祉タクシー利用券があれば返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未使用分の福祉タクシー利用券	社会福祉課 障がい福祉係 内線：152・153・158・159

ガソリン費助成を受けていた方

手続き

重度心身障がい者自動車ガソリン費助成変更（喪失）届と未請求分の領収書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がガソリン費助成を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 未請求分の自動車燃料費の領収書があれば請求の手続きが必要です。	死亡日の属する年度末まで
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未請求分の自動車燃料費の領収書（既に配布済の助成台紙に貼付） <input type="checkbox"/> 相続人の振込口座のわかるもの（預金通帳等） <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑	社会福祉課 障がい福祉係 内線：152・153・158・159

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続き

埼玉県心身障害者扶養共済制度（扶養年金）に加入されていた方

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの（預金通帳等） <input type="checkbox"/> 心身障害者扶養共済制度加入証書	年金を受給する方または扶養年金管理者
	問い合わせ先
	社会福祉課 障がい福祉係 内線：152・153・158・159

埼玉県心身障害者扶養共済制度（扶養年金）に加入されていた方

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
死亡月の翌月をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票	年金加入者またはご親族
	問い合わせ先
	社会福祉課 障がい福祉係 内線：152・153・158・159

MEMO

8. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた方

【児童が亡くなられた場合】

手続き 消滅届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
死亡日の属する月の手当までが支給されます。他に児童手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	原則、児童が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	こども家庭課 こども家庭係 内線：191～196

【受給者が亡くなられた場合】

手続き 受給者変更の手続き、未支払児童手当請求書の提出

手続き詳細	期 限
受給者の変更の手続きが必要となります。また、死亡日の属する月の手当までが支給されますので、未支払いの児童手当がある場合には未払児童手当請求の手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人 親族等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 受給予定者の金融機関の通帳または、キャッシュカードの写し <input type="checkbox"/> 受給予定者の個人番号の分かる書類 <input type="checkbox"/> 支給対象になっていた児童名義の通帳またはキャッシュカード	こども家庭課 こども家庭係 内線：191～196

MEMO

8. 子どもに関する手続き

児童扶養手当を受給していた方

【児童が亡くなられた場合】

手続き 児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
死亡日の属する月の手当までが支給されます。他に児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄（抄）本等児童の死亡を証する書類（羽生市に住民票がない方が亡くなった場合のみ）	児童の保護者
	問い合わせ先
	こども家庭課 こども家庭係 内線：191～196

【受給者が亡くなられた場合】

手続き 受給者死亡届の提出、児童扶養手当証書の返還（未払い分がある場合は未支払手当請求書の提出、子を監護する養育者で新規認定手続き）

手続き詳細	期 限
死亡日の属する月の手当までが支給されます。 未払い分の手当があれば請求となり、子を現に監護する養育者で新たに認定できる場合は受給者変更の手続きとなりますので、詳しくはお問い合わせください。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 受給者の死亡を証する書類（戸籍謄（抄）本、死亡の記載がある住民票の除票等） <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、支給対象になっていた児童の振込口座の通帳またはキャッシュカードの写し <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の個人番号の分かる書類	親族等
	問い合わせ先
	こども家庭課 こども家庭係 内線：191～196

特別児童扶養手当を受給していた方

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当受給資格者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄(抄)本、振込口座の通帳の写し、個人番号の分かる書類	こども家庭課 こども家庭係 内線：191～196

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届(または額改定届)の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書	こども家庭課 こども家庭係 内線：191～196

8. 子どもに関する手続き

子ども医療費受給者証をお持ちだった

【児童が亡くなられた場合】

手続き 消滅届提出の手続き、受給者証の返納

手続き詳細	期 限
死亡日をもって消滅となりますので、消滅手続きと受給者証の返納が必要となります。	速やかに
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の子ども医療費受給者証	こども家庭課 こども家庭係 内線：191～196

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 受給者変更の手続き、受給者証の返納

手続き詳細	期 限
受給者変更が必要となります。	速やかに
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童の健康保険証の写し <input type="checkbox"/> 受給予定者の金融機関の通帳または、キャッシュカードの写し <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の子ども医療費受給者証	こども家庭課 こども家庭係 内線：191～196

MEMO

ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちだった

【児童が亡くなられた場合】

手続き 消滅届提出の手続き、受給者証の返納

手続き詳細	期 限
死亡日をもって消滅となりますので、消滅手続きと受給者証の返納が必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方のひとり親家庭等医療費受給者証	こども家庭課 こども家庭係 内線：191～196

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 子を監護する養育者で新規認定手続き、受給者証の返納

手続き詳細	期 限
子を現に監護する養育者で新たに認定できる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
状況によりお一人ずつ必要な書類等が異なりますので、お問い合わせください。	こども家庭課 こども家庭係 内線：191～196

MEMO

8. 子どもに関する手続き

養育医療券をお持ちだった方

【児童が亡くなられた場合】

手続き 養育医療券の返納

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の養育医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	速やかに
	手続き可能な人 乳児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の養育医療券	こども家庭課 こども家庭係 内線：191～196

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 状況によりお一人ずつお手続きが異なりますので、お問い合わせください。

手続き詳細	期 限
お手続きがございますので、詳しくはお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 乳児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
状況によりお一人ずつ必要な書類等が異なりますので、お問い合わせください。	こども家庭課 こども家庭係 内線：191～196

MEMO

.....

.....

.....

.....

保育所等を利用していた方

手続き 退所届、家庭状況変更届出書の提出

手続き詳細	期 限
児童が亡くなられた場合には、退所手続きが必要です。 保護者が亡くなられた場合には、保護者変更の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 親族等
必要なもの	問い合わせ先
—	児童保育課 児童保育係 内線：175～178

学童保育室（クラブ）を利用していた方

手続き 退室届、羽生市学童保育室入室申請書変更届の提出

手続き詳細	期 限
児童が亡くなられた場合には、退室手続きが必要です。 保護者が亡くなられた場合には、保護者変更の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 親族等
必要なもの	問い合わせ先
—	児童保育課 児童保育係 内線：175～178

MEMO

9. その他の手続き

住宅を所有していた方（空き家となる場合）

手続き 環境課にご相談ください

手続き詳細	期 限
所有者がお亡くなりになり、空き家を相続する予定の方に対し、今後の手続き等についてご案内いたします。	なし
必要なもの	手続き可能な人
—	親族等
	問い合わせ先
	環境課 内線：294～296

上下水道を使用していた方

手続き 名義変更または閉栓手続き、振替口座の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 継続して水道を使用し、亡くなられた方の口座から振替（自動払い込み）をされている場合には振替口座の変更が必要です。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
必要なもの	手続き可能な人
【給水装置所有者の変更】 <input type="checkbox"/> 給水装置所有者変更届の提出 【振替口座の変更】 <input type="checkbox"/> 口座振替依頼書の提出 ※金融機関の窓口にご提出ください。	親族または同居者が望ましい
	問い合わせ先
	水道課 羽生市大字下羽生 134 ☎ 048-561-0969

MEMO

9. その他の手続き

下水道事業受益者負担金を分割で納付していた方

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を分割で納付していた受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	速やかに
	手続き可能な人 新たな受益者（納付義務者）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 下水道事業受益者変更届 <input type="checkbox"/> 公図の写し <input type="checkbox"/> 土地の全部事項証明書の写し	下水道課 羽生市大沼2-63 ☎ 565-1551

図書館を利用していた方

手続き 図書館利用カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の図書館利用カードの返却の手続きが必要です。 また、貸出中の資料等の確認をさせていただきますので、図書館までお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人 親族等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の図書館利用カード	市図書館 ☎ 561-8233

郷土資料館に資料を寄託していた方

手続き 申請者変更の連絡

手続き詳細	期 限
郷土資料を寄託というかたちで、郷土資料館に預けている方が亡くなられた場合は、その資料を相続した方をご連絡ください。	速やかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
—	郷土資料館 ☎ 562-4341

指定文化財を所有していた方

手続き 所有者変更の手続き

手続き詳細	期 限
県又は市指定文化財を所有している方が亡くなられた場合は、所有者変更の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 所有者変更届	郷土資料館 ☎ 562-4341

犬を飼っていた方

手続き 犬の登録事項変更届の提出

手続き詳細	期 限
犬の所有者が亡くなられたことに伴い、所有者等を変更する場合は、変更手続きが必要です。	所有者変更した日から 30日以内
	手続き可能な人 親族等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 犬の鑑札(手元にある場合)	健康づくり推進課 内線：174

農地を所有されていた方

手続き 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出

手続き詳細	期 限
相続等により、農地の権利を取得された方は、届出が必要です。	なし
	手続き可能な人 親族等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 <input type="checkbox"/> 印鑑(認印)	農業委員会 内線：288・289

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	早めに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 お近くの年金事務所にご確認ください。</p> <p>【手続き先】 お近くの年金事務所</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	早めに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	早めに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、該当役所に存する固定資産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)

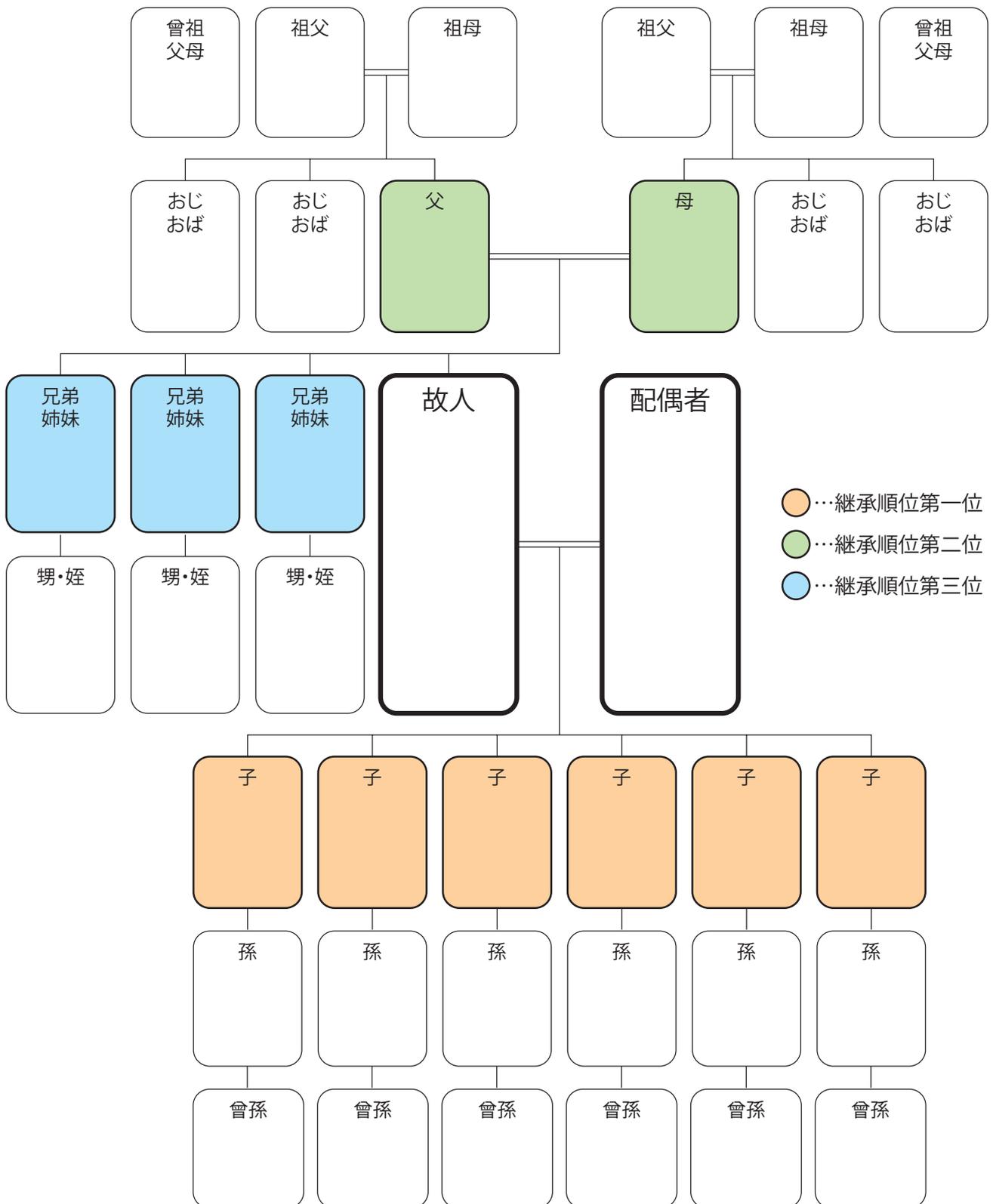
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チエックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

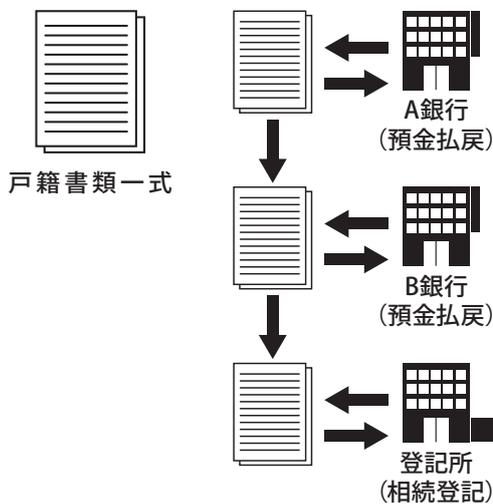
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

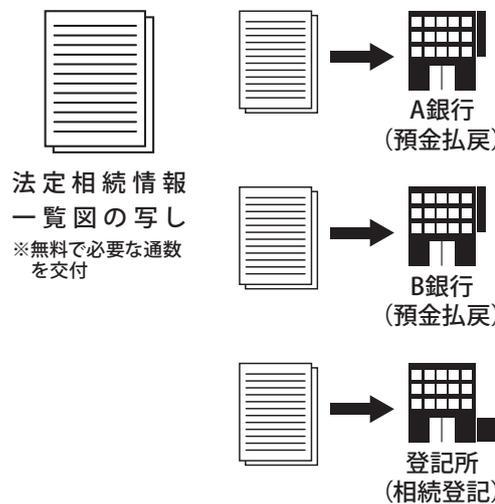
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

記入例

委任状

代理人（頼まれた人）

住所 羽生市東6丁目15番地

氏名 羽生 太郎

生年月日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

私は、上記の者を代理人と定め、以下の事項を委任いたします。

※委任事項に✓をつけてください。

- 住所の異動届（転入・転出・転居等）に関する事
- 住民票の申請・受領に関する事
- 戸籍謄（抄）本の申請・受領に関する事
- （ ）に関する事

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

委任者（本人）

住所 羽生市中央3丁目7番5号

氏名 埼玉 花子 必ず自署・押印してください

生年月日 昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

電話番号 048(561)1121

※代筆者（身体的理由等により本人が自署できない場合）

代筆者氏名 羽生 太郎

自署できない理由 病気により、記入することができないため

※すべての項目を、必ず委任者（本人）が自筆し、押印してください。
（パソコンによる記載は不可）

※代理人は、運転免許証などの本人確認ができるものをお持ちください。
※マイナンバーを記載した住民票を請求する場合は、返信用封筒と切手をご用意ください。（簡易書留を推奨しております。）

※偽り・不正に委任状を作成・行使した場合は刑罰の対象となります。

委任状

代理人（頼まれた人）

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

私は、上記の者を代理人と定め、以下の事項を委任いたします。

※委任事項に✓をつけてください。

- 住所の異動届（転入・転出・転居等）に関する事
- 住民票の申請・受領に関する事
- 戸籍謄（抄）本の申請・受領に関する事
- （ _____ ）に関する事

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者（本人）

住 所 _____
必ず自署・押印してください

氏 名 _____ ⑩

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

電話番号 _____ (_____)

※代筆者（身体的理由等により本人が自筆できない場合）

代筆者氏名 _____

代筆の理由 _____

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

小林仏壇店

御位牌、御仏壇の御用命は地元の専門店へ。

日本製の御位牌に、御戒名は純金仕上げに致します。



小林仏壇店

〒348-0052

羽生市東 4-1-10

☎048-561-6251

営業時間 9:00～18:00

定休日 毎週月曜日

2024年4月1日から相続登記義務化スタート!

スマホ・パソコンで
ご葬儀後の必要な相続手続きがすぐわかる!



オンライン 1分無料診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます!
まずは無料診断で、早めの対策を始めてみましょう!

すべて1クリック! 簡単な4つの質問でわかる!

- 法定相続人は何人いますか?
- 遺言書はありますか?
- 相続財産の種類を選択してください
- 相続税の申告は必要ですか?

※質問の答えが不明な場合、不明を選択すれば手続きが確認できます。

オンライン1分
無料診断は
こちらから!



いい相続 1分診断



通話料無料

☎0120-992-467

受付時間 平日 9:00～19:00 / 休日 9:00～18:00

運営元:株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

お見積もりは無料です。

遺品整理

に関するお悩みは
便利屋ふじもとへご相談ください

遺品整理、不用品回収、ゴミ屋敷まで

相続時のお悩みを小回りがきく便利屋が幅広くサポート。
草刈り、木の伐採、剪定、クリーニングもお任せください。



顔が見える

普段の活動を Youtube
で情報発信しています。
事前にどのような人が
対応するのかわかりま
すので安心できます。

Youtube チャンネル名：便利屋ふじもと



遺品整理士が 対応

遺品整理士の資格を持
ち、専門的知識と経験
があるスタッフが丁寧
に対応します。



広い ネットワーク

不動産会社、解体会
社などの専門業者と
連携し、相続時に関
するすべての要望に
お応えします。

お見積もり無料・スピード対応

お電話でのお問い合わせはこちら

048-598-3458

営業時間 8:00~20:00 定休日：年中無休

※お気軽にお問い合わせください。

YouTubeチャンネルは
「便利屋ふじもと」で検索



アクセスは
こちら

便利屋ふじもと

(運営：株式会社いきいきコーポレーション)

便利屋ふじもと

benriya-fujimoto.com



〒360-0124

埼玉県熊谷市中恩田132-1

代表 藤本 光秀



産業廃棄物収集運搬許可 許可番号 01100241002

本紙を見たと言っていたら、お見積もり金額から3,000円割引

不動産買取・どんな物件も ご相談ください

即日無料対応・
無料査定

空家・残置物
そのまま対応

秘密厳守・
即日現金化

家の中のお荷物

荒れたお庭

雨漏り・老朽化

相続登記未完了

お困りでは
ありませんか？
そのままでも買取ります。

不動産でお困りな事、なんでもご相談ください。即日対応致します。

株式会社リアルエステートプラン

加須市三俣二丁目30番地4

営業時間：9:00～19:00 定休日：水曜日・隔週火曜日

FAX: 0480-53-8823 MAIL: info@real-estateplan.jp

<https://real-estateplan.com/index.php>

お気軽に
お問い合わせください

☎ 0480-53-8822

埼玉県知事免許(4)第21078号

公式ホームページ
売却査定はこちらから!!



相続について、どこに相談したら
 良いか悩んでいませんか？

当事務所は

『あらゆる相続手続きの窓口』
 になれます。

相続手続きや登記手続き等にお困りの方はぜひご相談ください。
 お問い合わせお待ちしております。

<相続に関してよくある相談>

遺言書の検認

相続放棄

相続人調査(戸籍収集)

遺産分割協議書の
作成

不動産の名義変更
(相続登記)

預貯金、車などの
名義変更

相続税の申告*

家の売却*

※他の専門家をご紹介します。

1. 地域密着、20年以上の実績

2. 広い守備範囲

☞司法書士、1級ファイナンシャル・プランニング技能士、行政書士

3. 他の専門家との確かなネットワーク

☞税理士、土地家屋調査士、弁護士、不動産鑑定士、社会保険労務士、不動産会社など

4. 初回相談無料



藤倉司法書士事務所

お気軽にお問合せ、ご相談ください。
 司法書士が直接対応いたします。

048-560-3192

info@office-fujikura.jp

※お電話が繋がらない場合はメールでお問い合わせください。

埼玉県羽生市中央2-1-7 田中ビル302 駐車場・エレベーターあり

営業時間: 9:00~18:00 定休日: 土・日・祝 (できる限り時間外でも対応いたします。)

http://www.office-fujikura.jp/



信頼と実績に
培われた
安心の葬儀

家族葬はじめ あらゆる葬儀に 対応しています。

心をこめて、ご葬儀のお手伝いを致します。

いつでもご相談は無料です。
葬儀について何でもご相談ください。(霊安室もごさいます)

 **0120-65-1824**

- 1,年中無休・24時間体制
- 2,事前相談サービス
- 3,四季を問わず快適な葬儀
- 4,大小空間設備
- 5,充実のアフターサービス



石川葬儀社

〒348-0064

埼玉県羽生市大字藤井上組22

TEL:048-565-1824

FAX:048-565-1911

営業時間:24時間受付

定休日:年中無休

<https://www.ishikawa-sougi.co.jp/>





発 行	羽生市役所
編集／制作	株式会社鎌倉新書
発 行 年	2024 年 9 月